

公募型プロポーザルの実施について

次のとおり、公募型プロポーザルの実施について公告する。

令和 6 年 6 月 10 日

一宮市水道事業等管理者
多和田雅也

1 業務名称

東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託（以下「本業務委託」という。）

2 業務対象施設

- (1) 東部浄化センター
- (2) 西部浄化センター
- (3) 中継ポンプ場、雨水貯留槽、マンホールポンプ、ろ過スクリーン等市内 40 箇所

3 業務委託内容

- (1) 東部浄化センター等の運転監視操作業務
- (2) 東部浄化センター等の保守点検業務
- (3) 水質測定業務
- (4) 定期整備業務
- (5) 環境整備業務
- (6) 故障対応業務
- (7) 軽微な補修業務
- (8) 薬品・物品等の調達及び管理業務
- (9) 廃棄物搬出配車業務
- (10) 業務対象施設間の廃棄物の収集運搬業務
- (11) その他(1)から(10)に附帯する業務で、一宮市上下水道部が必要とする業務

4 委託期間

本業務委託の委託期間は、契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。ただし、契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までは、本業務委託の準備期間とし、業務履行期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。なお、本業務委託の準備期間に係る経費等は、受託者の負担とする。また、業務は 24 時間終日とする。

5 参加資格要件

本業務委託についてのプロポーザルに参加できる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。

- (3) 令和 6・7 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (4) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 下水道処理施設維持管理業者登録（国土交通省）業者であること。
- (6) 合流式下水道処理施設（公称能力 17,000 m³/日以上）で直近 10 年以内に 3 年間以上の単独企業として実務実績があること。
- (7) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

- ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）関係。
- ② 親会社を同じとする子会社の関係。

イ 人的関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている関係。

6 東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザル実施要綱（以下「実施要綱」という。）、東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）等の交付及び参加申込み手続は次のとおりとする。

(1) 交付方法

一宮市公式ウェブサイト>しごと・産業>企画提案からダウンロードすること。
ID：1040642

(2) 参加申込書の提出期限及び時間

募集要領に記載のとおり。

(3) 提出先

〒491-0837 一宮市多加木 5 丁目 32-53 一宮市東部浄化センター
一宮市上下水道部施設保全課 プロポーザル担当

(4) 提出書類

募集要領に記載のとおり。

7 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和 6 年 6 月 24 日（月）付けで参加申込事業者に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送で通知する。

8 提案書等の提出

(1) 提出期間及び時間

募集要領に記載のとおり。

(2) 提出先

〒491-0837 一宮市多加木 5 丁目 32-53 一宮市東部浄化センター
一宮市上下水道部施設保全課 プロポーザル担当

(3) 提出方法

提出方法は、参加事業者による持参とする。

(4) 提出部数

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ①業務提案書正本（様式第 7-1 号） | 1 部 |
| ②業務提案書副本（様式第 7-2 号） | 1 部 |
| ③提案見積書（様式第 8-1 号）、見積内訳書（様式第 8-2 号） | 各 1 部 |
| ④プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 10 号） | 1 部 |
| ⑤電子媒体による業務提案書正本（様式第 7-1 号）を記録した CD-R | 1 枚 |
| ⑥業務提案書（プレゼンテーション及びヒアリング用） | 8 部 |

(5) 業務提案書の内容、その他詳細は募集要領に記載のとおり。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出された後、東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザルによる事業者選定評価検討会（以下「評価検討会」という。）は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング開催通知書により通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは各参加事業者 40 分以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを 20 分程度行う。

(3) 実施方法

募集要領に記載のとおり。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの順番

プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は、参加申込時の受付番号の順とする。

10 提案書等の審査及び受託候補事業者の選定

(1) 評価検討会は、東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザルによる事業者選定評価基準に基づき、それぞれの参加事業者の業務提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を受託候補事業者として選定する。

(2) 受託候補事業者の選定決定は、令和 6 年 8 月下旬に文書での通知を予定している。なお、電話等による問い合わせには応じない。

11 契約の締結

一宮市水道事業等管理者は、受託候補事業者と業務提案内容を基本とする契約条件について協議の上、一宮市水道事業等契約規程に基づき契約を締結する。

12 契約保証金

一宮市契約規則第 8 条第 3 号に基づき免除とする。

13 支払条件

本業務委託の委託料の支払い開始は令和 7 年 4 月の業務終了からとし、各月末終了後、請求に基づき支払う。

14 その他

詳細は、実施要綱及び募集要領によるものとする。

【問い合わせ先】

〒491-0837 一宮市多加木 5 丁目 32-53 一宮市東部浄化センター
一宮市上下水道部施設保全課 プロポーザル担当
電話番号 0586-73-5486
電子メール shisetsuhozen@city.ichinomiya.lg.jp